

2022年3月15日
関東冶金工業株式会社

新型コロナウイルス感染症拡大に対する事業継続計画（BCP）について

当社は、大地震・風水害、感染症のまん延等が発生した場合において発動するBCPを策定しています。新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、BCPに定める「感染症等の発生により従業員の多数が出社できず、業務に支障が出た場合」に従って対応にあたります。

その他、BCPが発動しない時点での新型コロナウイルス感染予防等の取り組みや感染者等が出た場合の対応については以下のように対応する事としています。

1. 感染予防及び感染拡大防止への取組み

通常の業務において感染予防及び感染拡大防止を徹底する為、以下の取り組みをしています。

- (1) 業務中のマスク着用の励行
- (2) 出社時の検温
- (3) オンライン会議の活用
- (4) 消毒液の設置（手指の消毒の励行）
- (5) 食堂の時差使用及びアクリル板の設置
- (6) 会議室、面会室のアクリル板の設置
- (7) 机、ドアノブ等の除菌の励行

2. 感染者及び濃厚接触者と判断される従業員が発生した場合の対応

感染者及び濃厚接触者と判断される従業員が発生した場合は、定められた「新型コロナウイルス感染による社内ルールブック」に則り対応します。

尚、上記の社内ルールブックは国・各自治体などの関係行政の定める指導・要請を順次取り入れて対応していきます。

以上